

大規模盛土造成地マップの公表に関する Q&A

Q - 1 大規模盛土造成地マップの公表の目的は何ですか？

A - 1 市民のみなさまに、大規模盛土造成地が、身近に存在するものであることを知っていただき、災害の未然防止や被害の軽減につなげることをを目的としています。

また、今後、現地調査等が必要となることも想定されますので、宅地の耐震化についてご理解をお願いするものです。

Q - 2 大規模盛土造成地を公表されている箇所は危険だということですか？

A - 2 大規模盛土造成地マップは、宅地の造成前と造成後の地形図等を機械的に重ね合わせて作成しているため、精度上、おおむねの位置と規模を示したものとなっています。必ずしも危険であるというものではありません。あくまでも盛土のおおむねの位置と規模を示したものです。

Q - 3 大規模盛土造成地とはどのような造成地ですか？

A - 3 国土交通省は、盛土造成地のうち、次のいずれかの要件を満たすものを大規模盛土造成地として位置づけています。

① 谷や沢を埋めた盛土の面積が3,000平方メートル以上（谷埋め型大規模盛土造成地）

② 盛土をする前の地盤面（現地盤面）の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上（腹付け型大規模盛土造成地）

Q - 4 もっと詳細な図面等がありますか？

A - 4 詳細図（縮尺2万5千分の1）を、審査指導課ホームページ掲載し、審査指導課の窓口にも常置しています。

Q - 5 大規模盛土造成地で、宅地開発や建築を行う場合、特別な手続きが必要ですか？

A - 5 今回の調査により明らかになった大規模盛土造成地に入っているからといって、造成時に特別な手続きや条件はありません。建築する場合も特別な規制はありません。